

第四十三回 参議院内閣委員会會議録第十七号

昭和三十八年五月十四日(火曜日)

午前十時三十四分開会

事務局側

常任委員 伊藤 清君  
会専門員

委員の異動

四月九日

辭任

大野木秀次郎君

四月十日

辭任

手島 栄君

補欠選任

宮澤 喜一君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

本日の會議に付した案件

○国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国防衛に關する調査(ジュエツト戦艦機F104J及び護衛艦「てるづき」の事故に關する件)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

初めに委員の異動について報告いたします。

去る四月九日大野木秀次郎君が委員を辭任され、その補欠として重政庸徳君が委員に選任されました。また、去る四月十日手島栄君が委員を辭任され、宮澤喜一君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 国家公務員法の一部を改正する法律案を議題とし、衆議院より提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員川俣清君。

○衆議院議員(川俣清君) ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案の提案理由を提案者を代表いたしまして御説明いたします。

申し上げるまでもなく、国の行政機構に在職し、国の経費をもつて行政指導に当たってきた高級公務員が、その

在職中に關係した民間事業に対し、その地位を利用して特に行政上の認可、許可とからめて天下りの就職することとは、まことに遺憾な次第でございます。国家公務員法第百三条において、特に「私企業からの隔離」の条項を設けて、このことを規制いたしておるゆえんでございます。

しかるに、近時国家公務員法第百三条の根本精神を全く無視し、または輕視する等の傾向があまりにも露骨になつて国民のひんしゆくを買ふに至つてゐる現状は看過し得べからざるものがあるものであります。

そこで、国家公務員の離職後の営利企業への就職を制限してゐる規定の運用の適正化に資するため、所要の改正を行ふ必要があるものであります。

これが本法律案を提出する理由であります。

次にその内容の概要を御説明いたします。

すなわち、第百三条の「私企業からの隔離」の条項に次の一項を加えるものであります。その内容は、人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項にかかる承認の申請に対する処分につき、各処分ごとに、その処分にかゝる者が離職前五年間に在職してゐた第二項の人事院規則で定める国の機関における官職、当該承認の申請にかゝる営利企業の地位及びその処分をした理由を明らかにして、これを報告しなければならないこととするものであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であり、したがって、本法の趣旨は高級公務員こそ率先実行して公正なるべき行政の系譜を防止すべきものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望いたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の事後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中大蔵大臣。

○國務大臣(田中大蔵大臣) ただいま議題となりました特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

公正取引委員会委員長の職務と責任の重要性等にかんがみ、その給与を改定する必要があるもので、現行の俸給月額十四万円を十八万円に引き上げることとし、昭和三十八年四月一日から実施することとしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の事後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 国防衛に關する調査を議題といたします。

まず、ジュエツト戦艦機F104J及び護衛艦「てるづき」の事故について防衛庁当局から説明を聴取いたします。志賀防衛庁長官。

○國務大臣(志賀健次郎君) F104ジュエツト戦艦機及び護衛艦「てるづき」の事故について御説明申し上げます。

去る三月三十日東京湾口において、海上自衛隊護衛艦「てるづき」が民間貨物船と衝突し、次いで、四月十日、千歳において、航空自衛隊F104Jの事故発生を見ましたことは、まことに遺憾にたえないところでございます。ここに、これらの事故について、その概要を御説明申し上げます。

まず、F104Jの事故について申し上げますと、航空自衛隊第二航空団所属、西三空佐佐木操縦のF104Jジュエツト戦艦機は、四月十日十二時五十分千歳飛行場を離陸し、二機編隊で要撃戦闘訓練を実施中のところ、十二時四十八分ごろ、千歳飛行場南西約二十キロ、高度約一万メートルの地点で、スロットレバーが、最大回転位置で動かなくなつたため、訓練を中止する旨を僚機に通報した後、僚機及び管制塔と連絡を保ちつつ飛行場上空に達したのであります。しかし、飛行場進入にあつたのは、当

初予定してありました直線進入方式を、緊急着陸方式、これはエンジンを止めて旋回して進入する方式でございますが、この方式に切りかえ、着陸を試みましたが、所定の位置における高度が基準である八千フィートないし六千フィートよりやや低く、かつ、約六十度の急角度に旋回して失速状態となり、十二時五十七分に滑走路の南端から約三百メートルの地点に尾部から接地し、約百メートル滑走して停止し、機体の中部と後部を折損し、操縦者は座席にあつたまま衝撃による頭蓋底骨折で即死、殉職いたしましたのであります。

事故発生の際、私は、たまたま旭川所在部隊を巡視中だったので、直ちに事故現場に急行し、航空幕僚副長を委員長とする特別航空事故調査委員会を設け、スロットルの動かなくなった原因及び操縦士の操作について、あらゆる場合を想定し、状況を再現して種々実験を行なう等、事故の原因について徹底的究明を行なうよう指示いたしましたのであります。その結果、現在までに判明したところは、次のとおりでございます。

一つは、スロットル系統固定の原因は、レバーとエンジンを結ぶ操作系統において、ケーブルがはずれて滑車にかみ込んだか、または、排油ホースのたるみが主燃料管制装置の一部に引っかかったか、あるいはその両者が発生したためと思われるのであります。なお、そのほか、外国の実例に徴すると、滑車に異物がかみ込んだ等の場合も考えられるのであります。

第二には、操縦士の操作について、当初の直線進入方式から緊急着陸

方式に切りかえたのは、直線進入方式で着陸するには速力が早過ぎると判断し、着陸前にエンジンを停止させた上、着陸する緊急着陸方式によることにより安全であると判断し、途中で決心を変更したためと思われるのであります。

緊急着陸方式にのっとりて計画どおり着陸できなかった原因としては、操縦士が、速度と高度を下げるために、出していたスピード・ブレーキを収容する前にエンジンを停止させたため、その収容が不能となり、そのため、操縦士の見込みよりも機体の沈下が大きくなり、所定の高度と経路を維持できなくなつて低空急旋回を行ない、失速状態に陥る結果となつたと推定されるのであります。

なお、この間において、操縦士は、緊急脱出の機会が十分あつたにもかかわらず、機体の安全をはかり、人畜への被害を防ぐため、航空機の安全誘導に最後まで全力を傾けたものと考えられるのであります。おもな対策としてしましては、一つ、F 104 全機（104 J 二機、104 DJ 十一機）に対しまして、スロットルのケーブル伝導部分と、機体・エンジンの結合部分の総点検を実施し、いやくもスロットル系統に故障を来たかと考えられる箇所について、念のため調整を行なつたのであります。

第二としては、右個所についての点検法を改善いたし、F 104 のエンジンを飛行中に停止させる場合には、スピード・ブレーキを収容した後にエンジンを停止させるといふ手順について認識を徹底させたのであります。

なお、F 104 の現有機数及び配置状況は、三十八年四月十日現在、J 二十四機、DJ 十一機でありまして、第二航空団に、J 二十一機、DJ 九機、第一術科学校に J 三機、DJ 一機を配置しているものであります。DJ 一機は配置を決定いたしてありません。

また、F 104 J 一機機領収後、昭和三十八年四月十日までの総飛行時間は、F 104 J 五百五十八時間五分、F 104 DJ 四百五十一時間四十五分であります。

次に、護衛艦「てるづき」と貨物船賀茂春丸が三月三十日、横須賀港外第二海堡、北方約三キロメートルの地点で衝突した事故について申し上げます。

同日午前三時四十一分ごろ、「てるづき」は東京湾における訓練終了後、湾外の訓練を実施するため、八ノッットの速力で南々西に進路をとり、浦賀水道に入る途中、第二海堡北方の第五航路浮標付近で、右後方から高速で接近してくる船を発見したのであります。

相手船は、海上衝突予防法に定められた追い越し船として「てるづき」を避けると思つたにもかかわらず、そのまま接近したため、「てるづき」は衝突の危険を感じ、臨機の処置として増速、転舵して避けようとしたのであります。

その結果、「てるづき」は右舷後部の舷側に上甲板中心線付近まで達する破口を生じ、後部居住区及び五インチ砲二門が損傷し、乗員中死亡四名、行方不明一名、重傷一名、軽傷十五名を出したのであります。

同艦の修理は浦賀重工において施工中でございます。六月二十日には完了

了の予定であります。また、負傷した乗員のうち、軽傷者はいずれも全快いたしまして、重傷者一名は近く退院の見込みであります。

原因については、目下、海上保安庁及び海難審判庁において取り調べ中でございます。

以上御報告申し上げる次第でございます。

○委員長（村山道雄君） ただいまの説明に対し質疑のある方は、順次、御発言を願います。——別に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十三分散会

四月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、元南滿州鉄道株式会社社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願（第二四〇一号）

一、恩給法等の一部を改正する法律案成立促進等に関する請願（第二四〇五号）

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願（第二四二一号）（第二四二二号）（第二四二六号）（第二四二七号）（第二四二八号）（第二四二九号）（第二四四一号）（第二四四二号）（第二四四六号）（第二四四七号）（第二四四八号）（第二四四九号）（第二四五〇号）（第二四五一号）（第二四五二号）（第二四五三号）（第二四五四号）（第二四五五号）（第二四七六号）（第二四八二号）（第二四八三号）（第二四八四号）（第二四八六号）（第二四八七号）（第二四八八号）

一、軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願（第二四四九号）

一、恩給、年金制度の是正並びに増額等に関する請願（第二四六八号）（第二四七四号）

一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願（第二四七五号）

一、金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願（第二四八五号）

一、戦没者に対する勲章伝達等に関する請願（第二四八六号）

一、旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（第二四八七号）

第二四〇一号 昭和三十八年三月二十二日受理

元南滿州鉄道株式会社社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願（三通）

請願者 宮城県仙台市原町小田 原安泰寺八二 佐藤富雄 外二名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第二四〇五号 昭和三十八年三月二十二日受理

恩給法等の一部を改正する法律案成立促進等に関する請願

請願者 茨城県猿島郡三和村大和田四八三 児矢野莊 衛外三百六十九名

紹介議員 那 祐一君

二月二十三日内閣提出の恩給法等の一部を改正する法律案をすみやかに成立せられたい。請願者等がかねてから強く要望してきた事項で今次の改正にも

れたもの、なかでも、(一)沖縄、満洲等に対する戦地加算、(二)戦後海外に抑留された旧軍人等に対し加算等の認定、(三)恩給の適正保持を目的とする人事院類似の機関新設の三項目は、次期常会においては必ず実現させるものであることを、付帯決議によつてはつきりされるよう取り計らわれないとの請願。

第二四二二号 昭和三十八年三月二十三日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市柴原二六 傍島省三外二十八名  
紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四二二二号 昭和三十八年三月二十三日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願 (二通)

請願者 京都市左京区下鴨南芝町 修坂二夫外百九十五名  
紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四二六号 昭和三十八年三月二十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 京都市右京区桂井町三〇ノ七 富田真雄

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四二七号 昭和三十八年三月二十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 徳島市新浜町岩滝三三七 高島律三外二百八十九名  
紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四二八号 昭和三十八年三月二十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 名古屋北区船付町一ノ三六 田村範一外五十一名  
紹介議員 成瀬 橋治君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四二九号 昭和三十八年三月二十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 広島市東千田町広島大学政経学部内 中野清一外百六十八名  
紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四四一号 昭和三十八年三月二十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 愛知県津島市藤浪町三丁目 富永正俊外二十名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四四二号 昭和三十八年三月二十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願 (二通)

請願者 広島市東雲町広島大学教育学部東雲分校内 平賀春二外二百五十七名  
紹介議員 川野 三晴君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四四六号 昭和三十八年三月二十六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願 (二通)

請願者 宮崎市大工町一八一ノ三 中山至大外九十九名  
紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四五〇号 昭和三十八年三月二十六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪一ノ二八 藤田健治外三十九名  
紹介議員 森田 タマ君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四五一号 昭和三十八年三月二十六日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 静岡市大岩一五五 河内清外五十三名  
紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四五二号 昭和三十八年三月二十六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 秋田市築地上本町三丹桂之助外九十二名  
紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四五三号 昭和三十八年三月二十六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市平岩三四ノ一〇 籠山京外二十三名  
紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四五四号 昭和三十八年三月二十六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 京都市上京区相国寺北門前上町 奥田東

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四五五号 昭和三十八年三月二十六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願 (二通)

請願者 東京都文京区水道町五

九 阿阪三郎外五十六名  
紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四七六号 昭和三十八年三月二十七日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市茶畑九六 吉方謙一郎外四十二名  
紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四八二二号 昭和三十八年三月二十八日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市南小泉銀治屋敷三六 中林陸夫外八百三十七名  
紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四八三三三 昭和三十八年三月二十八日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 静岡市小島一静大宿舎内 品山一忠外七十六名  
紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四八四四 昭和三十八年三月二十八日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願 (二通)

請願者 東京都文京区水道町五

請願者 岩手県盛岡市加賀野久  
保田一六 森嘉兵衛外  
八十一名

紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四九六号 昭和三十一年三月二  
十八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 東京都渋谷区南平台町  
四六 美濃部亮吉外十  
三名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四九七号 昭和三十一年三月二  
十八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 札幌市北七条西七丁  
目 阿部武彦外三十五  
名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四九八号 昭和三十一年三月二  
十八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
(四通)  
請願者 神戸市東灘区住吉町赤  
塚山一、八七二神戸大  
学教育学部内 太田頼  
常外百四十三名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二四四九号 昭和三十一年三月二  
十六日受理  
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛媛県今治市宝来通り  
愛媛県軍恩連盟越智郡  
支部内 阿部久一外三  
百四十二名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四六八号 昭和三十一年三月二  
十七日受理

恩給、年金制度の是正並びに増額等に  
関する請願  
請願者 大阪府北区梅田町五二  
九財団法人鉄道弘済会  
関西支部関西国鉄O・  
B・C内 中村豊四郎

紹介議員 加賀山之雄君

経済の成長発展は物価の高騰をもたら  
し、これに伴い公務員並びに公共企業  
体等職員の給与は数次のベースアップ  
を重ねたが、一生を国鉄にささげつづ  
きた老齢退職者の恩給年金は是正がは  
なはだしくおくれにいたるため、その生  
活はきわめて不安定となつてゐるから、  
(一)退職者の恩給年金を公務員並  
びに公共企業体等職員のベースアップ  
とともにスライドするよう恩給年金の  
制度を確立すること、(二)物価が著し  
く上がったので老齢退職者の恩給年金  
の仮定俸給を国鉄現職員の給与ベース  
(二万九千五百円)と同様に引き上げる  
こと、(三)七十歳以上の老齢者に支給  
される老齢福祉年金の収入上の制限  
(五万円以上の年収ある者には支給さ  
れない)を削除すること等の実現を図  
られたいとの請願。

第二四七四号 昭和三十一年三月二  
十七日受理  
恩給、年金制度の是正並びに増額等に  
関する請願  
請願者 大阪府北区梅田町五二  
九財団法人鉄道弘済会  
関西支部関西国鉄O・  
B・C内 遠藤定次

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第二四六八号と同じである。

第二四七五号 昭和三十一年三月二  
十七日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する  
請願  
請願者 山口県萩市川島山口県  
退職公務員連盟萩支部  
内 香川出外五百三十  
三名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二四八五号 昭和三十一年三月二  
十八日受理

金し勲章年金、賜金の給与実施に關す  
る請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡入来町  
副田六、八〇八 斧洲  
影正外十五名

紹介議員 西郷吉之助君

金し勲章年金、賜金の受給資格者の大  
部分は老齢で気の毒な者が多いから、  
すみやかにこれらの給与を復活支給せ  
られたいとの請願。

第二四八六号 昭和三十一年三月二  
十八日受理  
戦没者に対する勲章伝達等に関する請願

請願者 東京都千代田区三番町  
二千島ヶ洲墓苑内社団  
法人全国戦争犠牲者援  
護会会長 加藤謙五郎

紹介議員 安井 謙君

叙勲を命令されながらまだ勲章を伝達  
されてない六十七万柱の戦没者の遺  
族に対しすみやかに勲章を伝達せられ  
るとともに、いわゆる中戦戦犯十一名  
の釈放を促進せられたいとの請願。

第二四八七号 昭和三十一年三月二  
十八日受理

旧令による共済組合等からの年金制度  
に関する請願  
請願者 群馬県群馬郡群馬村八  
幡原 田口磯吉外八名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じ  
である。

四月十二日本委員会に左の案件を付託  
された。

一、元南滿洲鉄道株式会社社員の在  
職期間を恩給法等の期間に通算す  
るの請願(第二五〇六号)

一、恩給、年金等受給者の処遇改善  
に関する請願(第二五〇七号)(第  
二五五四号)(第二五五五号)

一、国立大学教官の待遇改善に關す  
る請願(第二五〇八号)(第二五三  
三三三)(第二五三四号)(第二五三八

号)(第二五三九号)(第二五四〇  
号)(第二五四四号)(第二五四七  
号)(第二五五七号)(第二五五九  
号)(第二五六〇号)

一、国立病院等の看護婦の夜勤体制  
改善及び夜勤手当増額に関する請  
願(第二五三三三)(第二五三七号)

一、元満洲国官吏等の恩給に關する  
請願(第二五四一四)

一、軍人恩給受給者の処遇改善に關  
する請願(第二五五六号)

第二五〇六号 昭和三十一年三月二  
十九日受理

元南滿洲鉄道株式会社社員の在職期間  
を恩給法等の期間に通算するの請願  
(四通)  
請願者 静岡県清水市南矢部四  
五ノ一 野口昇平外三  
名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じ  
である。

第二五〇七号 昭和三十一年三月二  
十九日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に關す  
る請願(二通)  
請願者 名古屋市西区柳町一ノ  
五三 今井帳生外二百  
三十六名

紹介議員 大谷 實雄君

この請願の趣旨は、第七号と同じであ  
る。

第二五五四号 昭和三十一年四月一  
日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に關す  
る請願

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

請願者 山口県佐波郡徳地町  
堀 宮崎正幹外百四十  
七名  
紹介議員 吉武 恵市君  
この請願の趣旨は、第七号と同じであ  
る。

第二五五五号 昭和三十八年四月一  
日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に關す  
る請願  
請願者 兵庫県高砂市高砂町西  
畑六二五 赤井橋清外  
八十八名  
紹介議員 岸田 幸雄君  
この請願の趣旨は、第七号と同じであ  
る。

第二五〇八号 昭和三十八年三月二  
十九日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 名古屋市昭和区天白町  
八事表山三八 井関弘  
太郎外四十三名  
紹介議員 大谷 賛雄君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五三三三三号 昭和三十八年三月二  
十九日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 京都市左京区南禅寺下  
河原町三四細川家別邸  
内 足利惇民外七十八  
名  
紹介議員 藤田藤太郎君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五三四四号 昭和三十八年三月二  
十九日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 宮城県仙台市光禪寺通  
り二五 花田隆外三百  
九十五名  
紹介議員 村松 久義君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五三八八号 昭和三十八年三月三  
十日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 名古屋市瑞穂区本願寺  
町三ノ二 岡村松外百  
二十二名  
紹介議員 天竺 良吉君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五三三九号 昭和三十八年三月三  
十日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 名古屋市千種区御堀町  
二ノ四七 有山兼孝外  
九十三名  
紹介議員 草葉 隆圓君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五四〇号 昭和三十八年三月三  
十日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 宮崎市神宮町九七 津  
田剛外九十五名  
紹介議員 温水 三郎君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五四四四号 昭和三十八年三月三  
十日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 東京都世田谷区世田谷  
二ノ二、〇八五 杉崎  
三郎外十五名  
紹介議員 曾根 益君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五四七号 昭和三十八年四月一  
日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 東京都武蔵野市緑町三  
ノ六〇一 中平解外四  
十五名  
紹介議員 曾根 益君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五五七号 昭和三十八年四月一  
日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 山形県鶴岡市錦町三  
三 六戸英雄外九十一  
名  
紹介議員 村山 道雄君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五五九号 昭和三十八年四月二  
日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 東京都杉並区下高井戸  
四ノ八五二 平塚直秀  
外八名  
紹介議員 中田 吉雄君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。  
第二五六〇号 昭和三十八年四月二  
日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 広島市東雲町広島大学  
教育学部東雲分校内  
新井嘉之介外三百五十五名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五三三三三号 昭和三十八年三月三  
十日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 名古屋市千種区御堀町  
二ノ四七 有山兼孝外  
九十三名  
紹介議員 大谷 賛雄君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五三七七号 昭和三十八年三月三  
十日受理  
国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及  
び夜勤手当増額に關する請願  
請願者 宮城県仙台市北四丁目  
八五東北大学病院内  
谷きみ子外一名  
紹介議員 小林 篤一君  
この請願の趣旨は、第一〇九〇号と同  
じである。

第二五四一四号 昭和三十八年三月三  
十日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 京都市左京区田中東春  
菜町五 宮地伝三郎外  
九十九名  
紹介議員 永末 英一君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

元満州国官吏等の恩給に關する請願  
請願者 徳島県小松島市新港四  
六 小川正夫  
紹介議員 紅露 みつ君  
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じで  
ある。

第二五五六号 昭和三十八年四月一  
日受理  
軍人恩給受給者の処遇改善に關する請  
願  
請願者 神奈川県横須賀市大津  
町三ノ七七 能勢省吾  
外千二百二十四名  
紹介議員 下村 定君  
この請願の趣旨は、第一号と同じであ  
る。

四月十九日日本委員会に左の案件を付託  
された。  
一、国立大学教官の待遇改善に關す  
る請願(第二五八二二号)(第二五九  
一八号)(第二五九二二号)(第二五九八  
八号)(第二六〇〇号)

第二五八二二号 昭和三十八年四月五  
日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 京都市左京区田中東春  
菜町五 宮地伝三郎外  
九十九名  
紹介議員 永末 英一君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二五九一四号 昭和三十八年四月九  
日受理  
国立大学教官の待遇改善に關する請願  
請願者 大阪府吹田市垂水四一  
〇ノ三公務員宿舍RD

一二 天野利武外四十  
五名  
紹介議員 赤間 文三君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二五九二号 昭和三十一年四月九日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
(十四通)

請願者 大阪府池田市石橋二〇  
八 佐谷正外七百七十  
三名

紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二五九八号 昭和三十一年四月十日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城町  
一〇一 大塚明郎外十  
五名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六〇〇号 昭和三十一年四月十一日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 鳥取市立川町五ノ一鳥  
取大学芸学部内 前  
田正人外六十二名

紹介議員 石谷 憲男君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二六〇二号)(第二六〇八号)(第二六一一号)(第二六一四号)  
一、国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願(第二六〇七号)

第二六〇二号 昭和三十一年四月十二日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉八  
三八 大島康正外十一名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六〇八号 昭和三十一年四月十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 長野市大字本郷一五  
竹島脩一外二十三名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六一一号 昭和三十一年四月十五日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 長野県上田市上川原柳  
町 荻原清治外十三名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

請願者 札幌市北八条西五丁目  
高畑倉彦外三十四  
名  
紹介議員 小林 篤一君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六〇七号 昭和三十一年四月十三日受理  
国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願

請願者 茨城県土浦市下高津国  
立霞ヶ浦病院内 小川  
とく外二名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第一〇九〇号と同じである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(第二六一六号)

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二六二四号)(第二六三二号)(第二六三三号)(第二六三八号)

一、長野県飯田市等の寒冷地手当増額引上げに関する請願(第二六二六号)

第二六一六号 昭和三十一年四月十九日受理  
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 大阪府住吉区杉本町一  
ノ四六大阪府軍恩連盟  
会内 萩原正秀外千二  
百十六名

紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六二四号 昭和三十一年四月二十二日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 福島県西会西養山一〇  
ノ七福島大学経済学部  
内 玉山勇外二十八名

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六三二号 昭和三十一年四月二十四日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 名古屋市中区植田町  
南団地八ノ五〇一  
中大康夫外十七名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六三三号 昭和三十一年四月二十四日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 長野県松本市清水東区  
一、七二八 中山包外  
四十六名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

紹介議員 野本 品吉君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六二六号 昭和三十一年四月二十四日受理  
長野県飯田市等の寒冷地手当増額引上げに関する請願

請願者 長野県議会議長 中村  
治郎

紹介議員 林 虎雄君 羽生  
三七君

現在、長野県のうち飯田市、下伊那郡の大半及び西筑摩郡の一部は、寒冷地手当支給地域区分が三級地に指定されているが、この地域は、県の南部に位置しているといえ、その多くは、山間へき地であるため、冬季においては、山間地特有の気象に支配されて西風が強く、空気も極度に乾燥し、激烈な寒気におそわれることが常である。又、重畳とした山岳の谷間に置かれて、その気象条件は、四級地に指定されている当該地方の隣接地域と同等もしくはそれ以上に悪く、現行の三級地指定は、はなはだ不合理であるから、すみやかに同地方の寒冷地手当増額を四級地に引き上げられたいとの請願。

五月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員法の一部を改正する法律案(案)

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法（昭和二十二年法律  
第二百十号）の一部を次のように改  
正する。

第十二条第六項第十七号中「決定」  
の下に「並びに同条の規定による国  
会及び内閣に対する報告」を加え  
る。

第百三条に次の一項を加える。

人事院は、毎年、遅滞なく、国  
会及び内閣に対し、前年において  
人事院がした第三項の承認の申請  
に係る処分（第一項の規定に係る  
ものを除く。）に関し、各処分ご  
とに、その処分に係る者が離職前  
五年間に在職していた第二項の人  
事院規則で定める国の機関におけ  
る官職、当該承認の申請に係る營  
利企業の地位及びその処分をした  
理由を明らかにして、報告しなけ  
ればならない。

附則

この法律は、昭和三十九年一月一日  
から施行する。

五月十日日本委員会に左の案件を付託さ  
れた。

一、国立大学教官の待遇改善に関す  
る請願（第二六四〇号）（第二六四  
一号）（第二六四三号）（第二六四  
五号）  
一、元南滿州鉄道株式会社職員の内  
職期間を恩給法等の期間に通算す  
るの請願（第二六四二号）

第二六四〇号 昭和三十八年四月二  
十七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 福島市浜田町八四福島  
大学学芸学部内 平井

博外百十二名  
紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二六四一号 昭和三十八年四月二  
十七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市高鼻町一  
ノ四四一 浜中英田外  
八十八名  
紹介議員 上原 正吉君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二六四三号 昭和三十八年四月二  
十七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 埼玉県入間郡坂戸町関  
間新田一八七 今村嘉  
雄外十九名  
紹介議員 堀見 俊二君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二六四五号 昭和三十八年四月三  
十日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 高知市小津町七〇 蒲  
原裕治外四十三名  
紹介議員 堀見 俊二君  
この請願の趣旨は、第一八四四号と同  
じである。

第二六四二号 昭和三十八年四月二  
十七日受理

元南滿州鉄道株式会社職員の在職期間  
を恩給法等の期間に通算するの請願  
（五通）

請願者 北九州市門司区大里新  
原町西ノ一 御領利雄  
外四名  
紹介議員 平島 敏夫君  
この請願の趣旨は、第四六七号と同じ  
である。

昭和三十八年五月十七日印刷

昭和三十八年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局